

1.はじめに

平成29年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する等の法律」(法律第4号)において、「平成32年3月31日」までに延長された企業年金等に対する特別法人税(租税特別措置法第68条の4)の凍結期間も、残すところ1年余りとなり、厚生労働省をはじめ関係省庁において、今後の特別法人税の取扱いにつき本格的に議論・検討がなされることが想定されます。特別法人税に関しては厚生労働省や金融庁等の関係省庁や、一般社団法人日本経済団体連合会等の関係団体がこれまでも撤廃に向けた要望を出していますが、未だ撤廃に至っていません。本稿では特別法人税の詳細と、なぜ特別法人税が撤廃に至らないのかという点を確認していきます。

2.特別法人税の立法趣旨について

一般的に企業年金制度(確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金(企業型))の税制については、拠出時非課税(Exempted)、運用時課税(Taxed)、給付時課税(Taxed)のETT型がとられているとされています。特別法人税は、各制度の年金積立金に対して課される税であり、運用時課税にあたります。わが国の企業年金制度の税制がETT型を採用したのは昭和37年に適格退職年金制度が創設された時であり、当時の税制調査会答申から特別法人税の創設経緯を確認していきます。

(1) 給付時課税の採用

適格退職年金制度創設時の税制調査会答申によれば、「企業の掛金を損金とした場合、これに対応する部分に対する従業員の側の所得課税において調整を加える必要がある」とされており、そのうえで拠出時に従業員の給与所得として課税するのではなく、給付時に所得課税を行うこととされています。

拠出時課税ではなく給付時課税を採用した理由としては、「拠出時に従業員の給与所得とすることは、その年金契約が一定の勤務を行った場合にのみ年金を支給し、途中退職者についてなんらの支給を行わないものとするれば、その一定年数に達するまでは、従業員にとっては受給権がまったくないので、このような状況のもとにおいて企業の拠出時に直ちに特定の従業員の給与所得として課税することは必ずしも適当ではなく、所得税の課税は受給が確定するまで繰り延べることを適当と判断した」とされています。

(2) 特別法人税の創設

前述の税制調査会答申によれば、拠出時に課税をしないことの帰結として、「年金について従業員の受給時まで課税しないこととするときは、企業拠出部分及び運用益部分について非課税の「たまり」ができることとなる。この点で他の投資形態に対する課税とのバランス及び社内引当での退職給与引当金の課税とのバランス等の点に注目すると、企業拠出部分と運用益部分についてなんらかの課税を行うべきことが結論として導き出される」とされ、非課税部分を埋めるための課税方法として特別法人税

が創設されました。

特別法人税の具体的内容として、税制調査会答申では以下のように述べています。「従業員の所得としての課税は、年金受給時においてすることとし、その間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利息に相当するものを、その年金基金に対し、特別の法人税として課税することが適当と考えた。すなわち、この延滞利子に相当するものとして、基金に対し、従業員の所得に対する平均上積実行税率及び通常の利子率を基礎とし、個人所得課税の遅延利息に相当するものとして定める一定の税率で、年々課税することとすべきである」

つまり、従業員の所得としての課税を年金受給時まで繰り延べることによる個人所得課税の遅延利息に相当するものとして特別法人税は創設されたことがわかります。

3.特別法人税の現状について

ここまで、特別法人税の創設経緯について触れてきましたが、ここで現在の特別法人税についてみてみましょう。冒頭でも少し触れましたが、特別法人税は現在、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型)の年金積立金に対して、それぞれ図表1の課税対象部分に関し年1.173%課税されることになっています。(適格退職年金については平成24年に原則廃止となっています。)

図表1 特別法人税の課税対象部分

厚生年金基金	
課税対象部分	加入者掛金
	事業主掛金
	運用益

積立金のうち老齢厚生年金(代行)部分の3.23倍に相当する水準を超える部分に対し課税

確定給付企業年金	
課税対象部分	加入者掛金
	事業主掛金
	運用益

確定拠出年金(企業型)	
課税対象部分	加入者掛金
	事業主掛金
	運用益

しかし、バブル経済崩壊後の低金利の状況や企業年金の財政状況等を踏まえて、平成11年度に2年間の課税凍結措置が行われて以降、現在にいたるまで凍結措置が継続して行われており、直近では平成29年3月31日に交付された「所得税法等の一部を改正する等の法律」(法律第4号)において、平成32年3月31日まで凍結措置が延長されています。このように凍結期間が繰り返し延長されているのは、歴史的な低金利の長期化という難しい運用環境に加え、課税凍結を解除すれば企業年金の財政に与える影響が大きいと判断されたためだと考えられますが、厚生労働省や金融庁等の関係省庁や一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人信託協会等の関係団体は、課税凍結期間の期限を迎えるたびに、課税凍結ではなく、特別法人税自体を「撤廃」するべきという要望を提出しています。

4. 特別法人税の問題点

特別法人税の問題点としては、各制度間の課税対象部分の平仄といった問題もありますが、関係省庁及び関係団体が継続して「撤廃」を要望している背景(理由)としては、何よりその課税負担が大きく、企業年金等の普及の大きな阻害要因となるということが挙げられると思います。そこで、本項では、特別法人税が課税された場合の、確定給付企業年金における影響と確定拠出年金における影響を見てみます。

(1) 確定給付企業年金における影響

特別法人税の納税義務者は、退職年金業務を行う内国法人、すなわち信託銀行と生命保険会社等とされていますが、年金積立金に対して課税されるため、当該積立金が減少し、積立状況の悪化につながる(その結果、特別掛金の拠出や掛金の引上げなどが必要となる可能性がある)という点において確定給付企業年金制度の実施事業主が実質的に負担していることができます。

ここで、弊社が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の平成29年度の財政決算結果によれば、継続基準に抵触している割合は7%で、非継続基準に抵触している割合は14%であり、財政状況が芳しくない確定給付企業年金も少なくないことが分かります。特別法人税については、運用結果が赤字の場合にも課税されることとなりますので、現在のように超低金利で運用が困難な状況が続く、確定給付企業年金の財政状況についても不安が残る中で年1.173%の特別法人税が課税されると、制度の維持・存続にまで影響が出るおそれがあると考えられます。

(2) 確定拠出年金における影響

確定拠出年金(企業型)の場合、特別法人税は、加入者の個人別管理資産から控除して納付を行うとされていることから、加入者が実質的に負担していることができます。特別法人税の加入者への影響について、弊社が試算したところ、図表2のようになります。

図表2 特別法人税の確定拠出年金における影響

	特別法人税 (1.173%)なし	特別法人税 (1.173%)あり
25年後の残高	415万円	355万円
年金受給期間 10年での給付月額	3.90万円	3.16万円

前提条件:毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取ると仮定。
運用利回りを2.5%とし、特別法人税1.173%の課税が行われないケースと行われるケースを比較。

すなわち、毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金として受け取ることとし、その運用利回りを2.5%と仮定すると、積立金に対し特別法人税が課税されない場合には月額3.9万円受け取れるのに対し、特別法人税が課税されると、月額3.16万円しか受け取れず、約20%もの減額となり、加入者への影響が極めて大きいことが分かります。以上のように、確定給付企業年金においても確定拠出年金においても、特別法人税が課税された場合の影響は非常に大きく、それ故に企業年金の普及の阻害要因となるということが最も大きな問題であるといえます。企業年金は、公的年金を補完し、国民の老後生活の維持・安定を図るうえで大きな役割を担っており、本格的な少子高齢化を迎えるなか、その役割はますます高まっています。そのなかで、特別法人税が将来的に復活する可能性が残っていることは、企業の年金制度の選択において不安定な要素であるといえるため、関係省庁や関係団体はその「撤廃」を求めているということなのです。

5. 特別法人税が撤廃されない理由

4.で述べたように、企業年金の普及の大きな阻害要因となることが考えられる特別法人税ですが、それではなぜ現在に至るまで撤廃されていないのでしょうか。撤廃されていない理由について、税当局の公式な見解は示されていません。そこで、ここでは私見として、その理由の一つであろうと推測される、企業年金の加入者と加入者でない者との税負担の公平性の問題について考えてみます。特に、関係省庁及び関係団体が撤廃理由の1つとして挙げている運用時課税と給付時課税との所謂「二重課税」について、その妥当性を検討します。

(1) 総論

企業年金制度の加入者と加入者でない者との公平性について考えるに際し、まず、企業年金制度の加入者がどれくらいいるのかを確認します。図表3のとおり、厚生年金の被保険者数4,358万人に対し、制度の加入者は単純な合計人数でも1,606万人に留まっており(企業年金の加入者は複数の制度に重複している加入者がいるため、正確にはさらに少ないと想定されます)、限定的であることが分かります。

図表3 企業年金制度の加入者数および厚生年金保険の被保険者数(平成30年3月末時点)

企業年金	厚生年金基金	57万人
	確定給付企業年金	901万人
	企業型確定拠出年金	648万人
被用者年金	厚生年金保険	4,358万人

【出所】

厚生年金基金被保険者数については、厚生労働省「平成29年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」より

厚生年金基金加入者数および確定給付企業年金加入者数については、一般社団法人生命保険協会・一般社団法人信託協会・全国共済農業共同組合連合会「企業年金の受託概況(平成30年3月末現在)」より

企業型確定拠出年金加入者数は、厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」より弊社作成

特別法人税を含む、企業年金制度にかかる税制については、このことを前提に、企業年金の加入者でない者との公平性の観点から、どれだけの優遇措置を設けるべきかという観点でも検討されていると考えられますが、特別法人税が撤廃されていない現状に鑑みれば、税当局としては特別法人税を撤廃することは、企業年金の加入者でない者との比較において「公平ではない」と判断しているとも考えられます。

仮に税当局が「公平ではない」と判断しているとして、その理由を考えてみますと、現状の企業年金税制が、ETT型(拠出時:非課税、運用時:課税、給付時:課税)ではなく、事実上ETE型(拠出時:非課税、運用時:課税、給付時:非課税)に近いものとなっていると評価しているのではないかと推測できます。すなわち、関係省庁や関係団体が特別法人税の撤廃要望理由の一つとして挙げている、運用時と給付時の「二重課税」は、実態上は存在しないのではないかと問題意識を持っている可能性があるということです。

そこで、以降は年金受給時と退職一時金受給時の税制上の取扱いについて、関係団体等の主張する二重課税という実態があるのかどうかを検証してみます。

(2) 年金受給時の二重課税問題

確定給付企業年金、厚生年金基金及び確定拠出年金の老齢給付金(厚生年金基金の場合は老齢年金)に対してはその受給時に、公的年金とあわせて雑所得として所得税が課税されます(確定給付企業年金については従業員掛金相当額を控除した額が雑所得として課税されます)。そして、確定給付企業年金等を含む公的年金等の所得金額は、年金の収入金額から公的年金等控除を差し引いて計算することとなります(図表4参照)。

図表4 公的年金等に係る雑所得の速算表(平成17年分以後)

年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。公的年金等に係る雑所得の金額=(a)×(b)-(c)

【出所】国税庁HPより弊社作成

厚生労働省の「厚生年金保険・国民年金事業の概況(平成29年度)」によれば、厚生年金の老齢年金の平均受給額は約177万円、他方、企業年金連合会の「確定給付企業年金の統計」によれば確定給付企業年金の老齢給付金の平均額は約83万円となります。

したがって、年金受給に関しては、特別法人税が運用時に課税された場合、(税額の多寡はあるにせよ)一般的に二重課税の実態はあると考えられます。ただし、必ずしも企業年金の加入者と企業年金の加入者でない者との公平性の問題に限った話ではありませんが、公的年金等控除については、特に「定率控除」部分に対してその逆進性から高所得者優遇であるとの批判があることには留意が必要です。

(3) 退職一時金受給時の二重課税問題

確定給付企業年金、厚生年金基金及び確定拠出年金の退職一時金(確定給付企業年金の場合は老齢給付金)に対しては、その受給時に退職所得として所得税が課税されます(確定給付企業年金については従業員拠出相当額を控除した額が退職所得として課税されます)。そして、確定給付企業年金等の退職所得の所得金額は、勤続年数を基に算出する退職所得控除を差し引いて計算することとなります(図表5参照)。

この退職所得控除ですが、長期勤続者ほどその控除の額が大きいものとなっています。例えば、厚生労働省の平成30年就労条件総合調査によれば、勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者においては、最も退職金の多い「大学・大学院卒」の人であっても、退職所得控除差引後には課税される所得金額がほとんど生じないこととなります。(図表6参照)。

図表5 退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

(注)
 1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。
 2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。
 【出所】国税庁HPより弊社作成

図表6 定年退職者1人平均退職給付額(平成30年調査)

(単位:万円)

	大学・大学院卒 (管理・事務・技術職)	高校卒 (管理・事務・技術職)	高校卒 (現業職)
平成30年調査	1,983	1,618	1,159
勤続20～24年	1,267	525	421
勤続25～29年	1,395	745	610
勤続30～34年	1,794	928	814
勤続35年以上	2,173	1,954	1,629

(対象)勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者
 【出所】厚生労働省「平成30年就業条件総合調査」より弊社作成

こうした状況を踏まえれば、少なくとも20年以上の長期勤続者の退職一時金に関しては特別法人税が運用時に課税された場合であっても、二重課税の実態は殆ど無いと言うことが出来ます。

このように、年金受給に関しては、(2)で見えてきましたとおり、公的年金等控除のうち「定率控除」部分が逆進性を有しており、企業年金を有している者が企業年金を有していない者に対して有利であるという側面があるなかで、特別法人税を撤廃してしまうと、企業年金に加入していない者との間で更に「不公平」感が増すという一面があります。

また、退職一時金受給に関しては、(3)で見えてきましたとおり、長期勤続者を優遇する税制となっている結果、少なくとも20年以上の長期勤続者について実質的に二重課税の実態が無いなかで、特別法人税を撤廃してしまうと、事実上、EEE型、つまり拠出時・運用時・給付時の通期で非課税となり、企業年金に加入している者と加入していない者との間で「公平性に欠ける」面があります。この点を税当局は問題視している可能性があるのではないのでしょうか。

以上は、税当局が特別法人税の撤廃を認めない理由に対する著者の私見に過ぎませんが、今後「特別法人税」の取扱いについて検討がなされていくなかで、受給時の課税についても見直しを検討される可能性が高いと考えられるのではないのでしょうか。

6.おわりに

平成28年4月14日の参議院厚生労働部会で行われた「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「平成二十八年度末までの間、停止措置がなされている運用時における企業年金積立金に対する特別法人税の課税について、給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと」とされました。その後、廃止ではなく平成31年度末まで凍結延長とされたのは、冒頭に述べたとおりですが、課税凍結期限を来年3月末に控えるなか、特別法人税のあり方については改めて「廃止」に向けた検討が進められることが期待されています。

その際は、運用時(特別法人税)のみならず、4.で述べた給付時の税制や拠出時の税制も含めた企業年金にかかる税制全般について、NISA等の他の制度との比較等を行いながら検討がなされる可能性があります。企業年金関係者としては、今後の関係省庁及び関係団体の動向により一層注視していくことが重要だと考えられます。

以上